

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券
補助事業の実施について

(こども家庭局)

神福国保第 1821 号
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局国保年金医療課

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

ひとり親家庭等医療費助成関係情報

【受給者情報】

- ・ 区
- ・ 母子世帯番号
- ・ 親子コード
- ・ 受給者番号
- ・ カナ氏名
- ・ 漢字氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住基個人番号
- ・ 資格取得日
- ・ 資格喪失予定日
- ・ 漢字住所

神福保第 1552 号
令和 2 年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局保護課

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

生活保護関係情報

【受給者情報】

- ・福祉個人番号
- ・世帯番号
- ・世帯員番号
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・保護開始日
- ・保護廃止日

【対象児童情報】

- ・福祉個人番号
- ・世帯番号
- ・世帯員番号
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所（居所）



神こ家第 2949 号
令和 2 年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 児童扶養手当関係情報

【受給者情報】

- ・福祉個人番号
- ・証書番号
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・資格取得年月
- ・認定日
- ・資格喪失日
- ・手当ランク
- ・支給停止理由
- ・決定日（児童扶養手当の認定決裁を行った日）
- ・処理状況
- ・支給差止年開始年月
- ・支給差止事由
- ・口座種別・番号
- ・振込先銀行・支店名
- ・口座名義
- ・支払い実績（最新の支払い年月）

【児童情報】

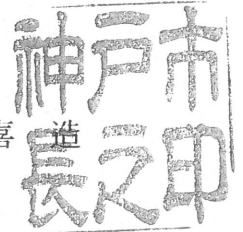
- ・福祉個人番号
- ・証書番号
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所（居所）



神こ家第 2949 号-2
令和 2 年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. システムへの入力 (申請者)

- ・ 申請者ID
- ・ 申請者パスワード
- ・ 申請者番号
- ・ 申請者氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 申請者通称名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 申請者生年月日
- ・ 申請者性別
- ・ 申請者電話番号
- ・ 申請者メールアドレス
- ・ 児童氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 児童通称名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 児童生年月日
- ・ 児童性別
- ・ 郵便番号
- ・ 住所 (居所)
- ・ 方書
- ・ 通学する学校名
- ・ 交通区間種別
- ・ 購入区間
- ・ 定期券券面期間
- ・ 補助対象期間
- ・ 定期券券面金額
- ・ 申請金額
- ・ 口座種別・番号
- ・ 振込先銀行・支店名
- ・ 口座名義

2. 必要書類

- ・ 振込口座通帳の写し
- ・ 定期券等の写し
- ・ 在学証明書の写し
- ・ 学校からの通学日数証明書の写し

3. 資格確認情報

【ひとり親家庭等医療費助成関係情報】

- ・ 区
- ・ 母子世帯番号
- ・ 親子コード
- ・ 受給者番号
- ・ カナ氏名
- ・ 漢字氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住基個人番号
- ・ 資格取得日
- ・ 資格喪失予定日
- ・ 漢字住所

【生活保護関係情報】

〈受給者情報〉

- ・ 福祉個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 世帯員番号
- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 続柄
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住所（居所）
- ・ 保護開始日
- ・ 保護廃止日

〈対象児童情報〉

- ・ 福祉個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 世帯員番号
- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 続柄
- ・ 性別

- ・ 生年月日
- ・ 住所（居所）

【児童扶養手当関係情報】

〈受給者情報〉

- ・ 福祉個人番号
- ・ 証書番号
- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 続柄
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住所（居所）
- ・ 資格取得年月
- ・ 認定日
- ・ 資格喪失日
- ・ 手当ランク
- ・ 支給停止理由
- ・ 決定日（児童扶養手当の認定決裁を行った日）
- ・ 処理状況
- ・ 支給差止年開始年月
- ・ 支給差止事由
- ・ 口座種別・番号
- ・ 振込先銀行・支店名
- ・ 口座名義
- ・ 支払い実績（最新の支払い年月）

〈児童情報〉

- ・ 福祉個人番号
- ・ 証書番号
- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 続柄
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 住所（居所）

4. 進捗管理情報

- ・進捗管理日付

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について

1. 趣旨

未来を支える子どもたちが自分の将来に夢や希望をもてるように、高校進学
の支援に重点的に取り組み、子どもたちの将来の自立をサポートすべく、神戸
市単独事業として、新たにひとり親家庭の高校生等が購入した通学定期券の購
入費を補助する事業を開始する。

2. 概要

申請受付業務は行政事務センターに委託する。令和2年10月1日から申請
受付を開始し、電子申請により行う。電子申請ができない場合は、郵送申請に
より受け付ける。

ひとり親家庭は資格変動が多く、資格情報とデータ照合を実施し、申請毎に
資格情報を確認する。

- ①補助金額 対象経費の10/10（上限なし）
- ②申請受付期間 令和2年10月1日から

(1) 事務の流れ

- ①申請者は、PC、スマートフォンを利用し、市ホームページの定期券補助電子
申請専用ページからアカウント登録し、ログインする。申請者は、電子申請
できない場合は、申請書の必要事項を記入・必要書類を添付して、郵送で提
出する。
- ②申請者は、web上で電子申請情報を入力し、行政事務センターがLGWAN環
境のPCで申請情報を受理し、電子記録媒体等により基幹系PCに申請情報
を入力する。郵送申請の場合は、行政事務センターが申請情報を基幹系PCに
入力する。
- ③内容に不備があれば、申請者は行政事務センターから連絡を受けて、再申請
を行う。郵送の場合は、行政事務センターから申請者に不備書類を郵送によ
り返却する。申請者は、内容を修正の上、再申請を行う。
- ④行政事務センターは、申請者の申請情報と市が提供する資格情報によりデー
タ照合を行い、申請者が資格要件に該当していることを確認する。
- ⑤行政事務センターは、資格要件に該当している申請者について、振込データ
と決定通知を作成し、神戸市に提出する。
- ⑥神戸市は、補助金交付に係る審査及び承認決裁、補助金交付決定を行う。
- ⑦行政事務センターは、補助金交付決定通知を作成し、電子申請サービスによ
る通知もしくは、紙媒体で申請者に郵送により送付する。

⑧神戸市は、総合振込により申請者に補助金を振り込む。なお、市民の利便性の向上のため、児童扶養手当受給者については原則として児童扶養手当の振込口座に入金する。

※補助金決定情報は、重複管理及び卒業年の管理を目的に、補助開始から卒業までの経年管理を行う。

(2) 資格確認の構築

こども家庭局家庭支援課において、毎月、

①ひとり親家庭等医療費助成受給世帯情報<福祉局国保年金医療課>

②児童扶養手当受給世帯情報<こども家庭局家庭支援課>

③生活保護受給者情報<福祉局保護課>

を入手する。

3. 効果

本業務の実施にあたり、電子申請の仕組みを導入することで、ひとりで就労しながら、家事・育児を担う多忙なひとり親家庭にとって、簡易な申請と迅速な審査及び支給が図られる。

また、申請の受理・処理にかかる手続きを集約・簡素化することにより、業務の効率化が図られる。

4. 実施時期

令和2年9月 システム構築

令和2年10月 電子申請による受付開始（一部郵送申請を含む）
資格確認・審査・補助金交付決定

令和2年12月 振込開始
以降、順次実施

5. 電子申請による受付想定件数

3,700件（6か月定期を購入すると仮定した場合）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

①使用するパソコンは、PC統合管理システムにより管理されており、委託先においては、市管理イントラネットカードを読み込ませた上でパスワードを入力しなければ起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や

- 不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ②申請者のパソコンと、データを受け取る電子申請サービス提供事業者が管理するサーバとの間は、暗号化通信を行い、通信途中の漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。
 - ③行政事務センターによる操作については、ID をパスワードにより適切に権限設定を行い、当課の職員と行政事務センター職員および申請者以外はデータにアクセスできないようにする。
 - ④電子申請受付システムは、IP アクセス制限により外部からのアクセスを自動的に判断し、制止する。
 - ⑤外部からの不正アクセスを防止する Web アプリケーションファイアウォール（外部侵入防止装置）を設けるとともに、コンピュータウイルス対策ソフトの導入等によりウイルス感染による情報漏洩等を防ぐ措置を講じる。

(2) 運用上の保護

- ①出力した申請書及び添付ファイルは、施錠された書庫に保管する。
- ②個人情報の適正な取り扱いを確保するために関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ③パスワードは定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。
- ④保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ⑤契約終了後は、神戸市の指示により行政事務センターがシステム内の個人情報記録した電磁的記録を廃棄する。

(3) 外部委託（行政事務センター）にかかる情報の保護

本事業において、申請受付、審査、及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託を行っているが、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

(4) 電子申請サービス提供事業者にかかる情報の保護

本事業において、電子申請サービス（LGWAN - ASP サービス）を利用し、申請を受け付けるが、サービスの利用にあたっては個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた神戸市の約款を遵守するよう事業者と特約事項を締結し、個人情報を厳格に管理させる。

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の概要

- ・対象者 下記のいずれかの世帯に属する高校生等（きょうだい全て）
 - ①児童扶養手当受給世帯
 - ②ひとり親家庭等医療費助成受給世帯
 - ③母子生活支援施設入所世帯※ただし、生活保護世帯の方は対象外

- ・目的 未来を支える子どもたちが自分の将来に夢や希望を持てるように、高校進学への支援に重点的に取り組み、子どもたちの将来の自立をサポートする

- ・対象の学校 ①高等学校（全日制、定時制、通信制）
②中等教育学校（後期課程）
③高等専門学校（第1学年から第3学年）
④専修学校（高等課程、一般課程）
⑤外国人学校
※通信制の場合は、学校が発行する通学日数を証明する証明する書類の提出が必要
※専修学校（一般課程）については、高等学校を卒業している場合は対象外
※特別支援学校（高等部）は、対象外

- ・認定基準 6か月通学定期券を基準とし、通学経路において最も経済的な経路及び方法（必要最小限度の金額）で購入した定期券により、補助額を認定

- ・対象交通機関 （鉄道）神戸市営地下鉄、ポートライナー、六甲ライナー、JR、阪神電車、阪急電車、山陽電車、神戸電鉄、神戸高速 など
（バス）神戸市バス、神姫バス、神姫ゾーンバス、山陽バス、神鉄バス、阪神バス、阪急バス など

- ・申請方法 電子申請（電子申請が難しい場合は、郵送による申請受付も可能）

- ・申請受付 令和2年10月1日から開始（予定）

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業のシステム化について

